

# 大阪教育大学校友会会則

大阪教育大学校友会  
平成28年10月1日制定

## (名称)

第1条 本会は、大阪教育大学校友会と称する。

## (事務所)

第2条 本会の事務所を大阪府柏原市旭ヶ丘4丁目698-1 国立大学法人大阪教育大学内に置く。

## (定義)

第3条 この会則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 校友 現に大阪教育大学（以下「大学」という。）に在学する者、在学する者の保護者（相当する者を含む。）、大学を卒業又は修了した者、国立大学法人大阪教育大学（以下「法人」という。）の役員及び職員、かつて大学の教職員であった者又は法人の役員若しくは職員であった者、及び本会の目的に賛同する者をいう。

(2) 校友組織 校友により組織された団体をいう。

## (目的)

第4条 本会は、会員相互の交流を促進し親睦を厚くすることにより、校友組織の充実を図るとともに、会員と大学との関係を緊密にし、連携を強化することにより、大学の発展に寄与することを目的とする。

## (事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大学、校友及び校友組織に係る情報の交換及び共有に関する事業
- (2) 校友間及び校友組織間における交流の促進に関する事業
- (3) 校友組織に対する支援事業
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

## (会員)

第6条 本会は、次の各号に掲げる会員をもって組織する。

- (1) 個人会員 校友に該当する個人
- (2) 指定団体会員 校友組織（大阪教育大学教育振興会、大阪教育大学同窓会天遊会、大阪教育大学生活協同組合）
- (3) 一般団体会員 校友組織に該当する団体
- (4) 賛助会員 第5条各号に定める本会の事業活動に賛同する個人及び団体

## (役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 4名
  - (3) 理事 6名以上
  - (4) 監事 若干名
- 2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
  - 3 副会長は、会長を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。
  - 4 理事は、本会の事業計画を立案し、事業を執行する。
  - 5 監事は、本会の業務の執行について監査を行う。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じた場合の後任の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員選任)

第9条 会長は、大学の学長をもって充てる。

2 副会長は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 大学の理事 2名
- (2) 大阪教育大学教育振興会の会長
- (3) 大阪教育大学同窓会天遊会の会長

3 理事は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 大学の理事 2名
- (2) 大阪教育大学教育振興会の副会長 1名
- (3) 大阪教育大学同窓会天遊会の副会長 1名
- (4) 大阪教育大学生活協同組合の理事長
- (5) 大学事務局の各部長
- (6) その他会長が指名する校友組織の代表 若干名

4 監事は、校友の中から会長が選任する。

(顧問)

第10条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、本会の運営等に係る重要事項について助言する。

3 顧問は、理事会の議に基づき、会長が委嘱する。

(理事会)

第11条 本会の運営及び事業の執行について必要な事項を審議するため、本会に理事会を置く。

2 理事会は、第7条第1項各号に定める役員(以下「構成員」という。)をもって組織する。

3 理事会は、次の事項について審議する。

- (1) 予算及び決算に関すること。
- (2) 会則の改正に関すること。
- (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (4) その他本会の運営及び事業の執行に関すること。

4 理事会に議長を置き、会長をもって充てる。

5 議長は、理事会を主宰する。

6 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名した副会長がその職務を代行する。

7 理事会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

8 理事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

9 議長が必要と認めるときは、理事会に構成員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

10 理事会は、毎年1回開催する。ただし、議長は、必要に応じて臨時に開会することができる。

11 前項までに規定するほか、理事会の運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

(運営委員会)

第12条 理事会に、前条第3項各号に定める審議事項のうち、専門的事項を審議する機関として運営委員会を置く。

2 運営委員会は、構成員のうち次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副会長(大学の理事2名)
- (2) 副会長(大阪教育大学教育振興会の会長)

(3) 副会長（大阪教育大学同窓会天遊会の会長）

(4) 大学事務局の各部長

(5) 会長が指名する者 若干名

3 運営委員会に委員長を置き、前項第1号に規定する委員のうち学生担当理事をもって充てる。

4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

6 運営委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

7 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 運営委員会が必要と認めるときは、運営委員会に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

9 運営委員会に、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

10 専門部会に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

11 前項までに規定するほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(運営経費)

第14条 本会に係る経費は、会費、寄附金その他の収入をもって支弁する。

2 会費の額は、理事会が別に定める。

(事務局業務)

第15条 本会に、その業務を処理するために、大阪教育大学校友会事務局（以下「校友会事務局」という。）を置く。

2 校友会事務局の業務は、当分の間、大阪教育大学同窓生連携室が処理する。

(雑則)

第16条 この会則に定めるもののほか、本会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、平成28年10月1日から施行する。

2 会則第8条の規定に関わらず当初の役員の任期は、平成31年3月31日までとする。

3 会則第9条第3項第4号に定める人数は、平成29年3月31日までの間は1名とする。

4 この会則は、平成30年4月1日から施行する。